

## 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書の提出

### ■ 飲料水貯水槽等の維持管理状況の報告とは

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第5条\*<sup>1</sup>に基づき、毎年12月に、過去1年分の記録の報告を求めています。提出書類を御確認の上、東京都多摩小平保健所へ提出してください。

\*1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第2号イに規定する設備により飲料水を供給する者は、当該建築物の飲料水貯水槽等の維持管理状況について、別記第5号様式により定期的に知事へ報告をしなければならない。

### ■ 提出する書類

下記書類の提出をお願いします。なお、報告様式については、東京都多摩小平保健所のウェブサイトからダウンロードすることができます。

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/tamakodaira/kankyo\\_u/kentikubutunoeisei](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/tamakodaira/kankyo_u/kentikubutunoeisei)



#### 飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

受水槽・高置水槽→貯水槽ごと

中央式給湯設備（貯湯槽の有無に関わらず）→系統ごと

#### 水質検査成績書の写し（前年の12月から報告年の11月までに実施したもの）

（防錆剤を使用している場合にはその検査結果も含む）

#### 残留塩素等の検査実施記録票（提出する月の前月「11月分」1か月間の写し）

※ 中央式給湯（貯湯槽等の維持管理、水質検査）についても報告が必要となります。

※ 飲料水の報告書ですので雑用水については必要ありません。

### ■ 報告書送付先

【小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市に所在する特定建築物】

〒187-0002 東京都小平市花小金井1-31-24

東京都多摩小平保健所 生活環境安全課 環境衛生第一担当（小平市・東村山市・清瀬市）

環境衛生第二担当（西東京市・東久留米市）

《電子データでの報告》

LoGo フォームを利用した電子データでの報告書の提出が可能です。

<https://logoform.jp/form/tmgform/1105013>



### ■ 報告期日

毎年12月1日から同月15日までの間

#### 【問合せ先】

東京都多摩小平保健所 生活環境安全課

環境衛生第一担当・第二担当

電話 042-450-3111（代）